平成２５年（再イ）第１３号
京都府綴喜郡宇治田原町緑苑坂２番地の６
再生債務者　髙田　経三
１　決議に付する再生計画案　平成25年５月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成25年６月18日まで
平成25年５月21日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再イ）第５号
熊本県天草市牛深町1529番地７
再生債務者　佐々木幸広
１　決議に付する再生計画案　平成25年５月９日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年６月20日
３　再生計画案に対する回答期間　平成25年６月20日まで
平成25年５月20日　熊本地方裁判所天草支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第３９号
茨城県古河市尾崎3917番地12
再生債務者　阿部　一臣
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成19年２月23日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
平成25年５月21日　水戸地方裁判所下妻支部

平成１９年（再イ）第７１号
和歌山県海南市日方57番地
再生債務者　上野　英樹
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成20年10月30日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年５月21日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第９号
東京都板橋区前野町６―31―９
再生債務者　鳥塚　良二
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成25年５月17日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第４４号
神奈川県横浜市港北区菊名３―８―38―407
再生債務者　竹花　　弘
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成25年５月20日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第３号
埼玉県狭山市根岸１丁目７番31号
再生債務者　中島　龍一
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年６月10日まで
４　一般異議申述期間　平成25年６月24日から平成25年７月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再ロ）第５号
千葉市中央区宮崎町472番地２ウインベルコーラス蘇我102号
再生債務者　鈴木美千代（旧姓築地）
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年６月10日まで
４　一般異議申述期間　平成25年６月24日から平成25年７月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第２号
埼玉県深谷市上柴町西６丁目９番地14　フジパレス深谷壱番館201号
再生債務者　吉田慎太郎
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月７日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年６月４日まで
平成25年５月21日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（再ロ）第２号
群馬県前橋市荒牧町２丁目８番地20　ハイブリッジ７―206号、住民票上の住所群馬県前橋市川原町１丁目35番地５
再生債務者　町田　昌史
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年４月25日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年６月11日まで
平成25年５月21日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（再ロ）第７１号
大阪市平野区平野東２丁目３番25号
再生債務者　阪本　和正
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月７日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年６月17日まで
平成25年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第６号
大阪府豊中市中桜塚５丁目７番２号
再生債務者　下村　和夫
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月15日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年６月17日まで
平成25年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第３号
京都市山科区北花山大林町38番地１　パークテラス北花山706号
再生債務者　前村　直也
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月17日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年６月21日まで
平成25年５月21日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１０号
北海道旭川市神居７条５丁目１番２―２号
再生債務者　山崎　雅範
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年５月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月20日　　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（再ロ）第１号
神戸市東灘区森南町１丁目16番15号
再生債務者　杉本　友繁
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年５月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月17日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２５年（再ロ）第１号
埼玉県春日部市谷原２丁目10番地８　第２春日部マンション804号
再生債務者　長野　　亮
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年５月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月20日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再ロ）第３号
宮崎県西都市大字下三財5981番地32
再生債務者　菊池　浩吉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年５月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月20日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２５年（再ロ）第１号
大阪府寝屋川市太秦東が丘４番４号
再生債務者　尾上　知也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年５月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部